

大学共同利用機関法人の第3期における 中期目標及び中期計画の素案の修正等の実施方針

国立大学法人等の第3期（平成28年度～33年度）における中期目標及び中期計画の素案の修正等については、第51回国立大学法人評価委員会総会（平成27年5月27日）において「文部科学大臣が行う国立大学法人等の第3期中期目標・中期計画の素案の修正等について」（以下「修正等について」という。）が了承されたところであるが、これに基づいて行う実際の確認作業に当たって用いるメルクマール等の実施方針を以下のとおりとする。

1. 基本方針

- (1) 原則として、各法人の作成した中期目標及び中期計画の素案の内容を尊重する。
- (2) 文部科学大臣は、以下の「修正基準」に記載されている事項に該当する場合についてのみ、記述の修正・追加又は削除（以下「修正等」という。）もしくは、記述の内容についての検討を求める。

「修正基準」	修正等の取扱い	
	修正等	検討
① 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任を持って大学等にその実施を求めることができない記述	○	—
② 財政上の観点から修正の必要がある記述	○	—
③ 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」に示した内容にかんがみ修正等又は検討の必要があるもの	○	○
④ 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述	○	—

2. 修正等又は検討を求める場合の取扱い

- (1) 記述の修正等又は検討を求める場合には、修正等又は検討を求める理由及び内容を示す。
- (2) 1. (2) における区分毎の修正等又は検討については、以下のとおり取り扱う。

①法律改正を要する事項等、②財政上の観点、④法令違反等

これらに該当する記述の有無を確認の上、該当がある場合には記述の修正等を求める。

③組織及び業務全般の見直し関係

「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」（以下、「通知」という。）で示された以下の方向性を踏まえ、各法人から提出された「組織及び業務全般の見直し内容を踏まえた検討状況及び中期目標及び中期計画等への反映状況確認資料」（以下「確認資料」という。）等により、中期目標及び中期計画の素案における記述の内容を確認の上、必要に応じ、記述の修正等又は記述の内容についての検討を求める。

- ・自らの強み、特色を明示し、法人としての役割を果たしつつ、法人として特に重視する取組について明確な目標を定めること
- ・目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定すること

3. 修正等又は検討が必要と考えられる記述の具体例

(1) 記述の修正等を求めるもの

- 文部科学大臣限りでは実施することができない事項について、断定的な記述となっているもの〔修正基準①〕

[例] ××研究機構と統合し、○○研究機構として新たな組織を整備する。

修正を求める理由：統合に際しては、国立大学法人法の改正が必要なため。

修正内容：「××研究機構との統合を目指し、新たな組織について検討し、平成○年度までに法人間での基本的な合意を得る」旨の記述に修正。

- 施設移転事業、国際共同研究プロジェクト等の多大な財政措置が必要な事項について、今後の財政措置の確実な見通しが立っていないにもかかわらず断定的な記述となっているもの〔修正基準②〕

[例] ○○実験を推進する。

修正を求める理由：当該プロジェクトの整備については、財源措置の確実な見通しが立っていないため。

修正内容：「国の財政措置の状況を踏まえ、○○実験の整備に向けて検討し、平成○年度までに整備計画を作成する」旨の内容に修正。

- 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述〔修正基準④〕

(2) 記述の内容についての検討を求めるもの

- 自らの強み、特色を明示し、法人としての役割を果たしつつ、法人として特に重視する取組について明確な目標が定められていないもの〔修正基準③〕

[例] 中期計画素案の記述：本機構の強みを生かし、異分野融合・新分野創成を図る。

修正を求める理由：強みを生かした具体的な取組や明確な目標が十分に読み取れない記述であるため。

- 目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標が設定されていないもの〔修正基準③〕

[例] 競争的資金の獲得を目指す。

検討を求める理由：具体的な取組内容が不明確。また、結果の如何に関わらず、単に何らかの取組を行ったことのみが評価の対象となるおそれがあるため。

[例] 研究者コミュニティ及び研究機関等の意見を共同利用に反映させる。

検討を求める理由：具体的な取組内容が不明確。また、何を以て反映されたとするのか、達成度の評価が困難であるため。

[例] 共同利用・共同研究の成果を発信する体制を整備する。

検討を求める理由：「共同利用・共同研究の成果を発信する体制」の内容が不明で、「機構本部に戦略室を設置し、IR 機能を強化することにより、共同利用・共同研究の成果を可視化し、評価・分析を行う体制」等の具体的な例示を用いて明確化する必要があるため。

4. その他・留意事項

- (1) 中期目標及び中期計画として必要な記載事項がかけている等形式的な不備がある場合は、修正等を求める。

[例]

- ・ 国立大学法人法において、中期目標・中期計画に定めることとされている事項が欠けているもの。

- (2) 政府としての方針が示されている事項等統一的な対応が求められる事項については、修正等を求める。

[例] 第2期への移行時では、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等において「独立行政法人等を所管する政府機関は、中期目標の中に情報セキュリティに係る事項を明記し」とされていたため、素案に情報セキュリティ対策に係る事項の記述がない法人に対して記述の修正を求めた。

- (3) 第2期中期目標期間中の事業年度の業務実績に関する評価において改善事項等の指摘があった場合、当該改善事項等について素案において適切な対応が行われていない場合は、修正等を求める。

[例] 平成25年度 年度評価の指摘：「教員等個人宛て寄付金の個人経理が確認された」

→第3期中期計画素案：

「研究不正や研究費の不正使用の防止に関する対策を行う。」

検討を求める理由：指摘事項に対する対応が適切にとられているかが読み取れない記述であるため。

- (4) 中期目標及び中期計画の個々の記載について、中期目標及び中期計画に記載されていることをもって個別に予算措置を行うことを意味するものではない。
- (5) 中期目標及び中期計画の素案については、各法人からの提出後は、基本的には、文部科学大臣による修正等以外による変更は想定されないが、素案提出時に調整中であつた部分について調整終了後に記載内容を改める必要がある場合等、合理的な理由に基づき各法人から変更を求めたものについては、変更を妨げるものではない。
なお、国立大学法人評価委員会における素案審議後に各法人から求められた変更については、原則として認めないこととするが、やむを得ない事情がある場合には、改めて国立大学法人評価委員会において対応を審議する。